

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は、人口6,363人（令和7年1月31日現在）の町であり、年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口、高齢者（65歳以上）人口はそれぞれ508人、3,232人、2,623人となっており、町の人口に占める割合は、それぞれ7.98%、50.79%、41.22%となっている。

古くは農業を中心として発展した町であったが、明治44年秩父鉄道開通後、商業・工業が発達するのに併せ観光産業が発展した。現在では、輸送用機械器具製品製造業や電気機械器具製造業といった製造業や観光資源を活かした観光産業などの第二次産業及び第三次産業が主体となっている。

(2) 目標

当町の人口は、令和2年の国勢調査によると昭和60年の8,963人をピークに緩やかに減少していたが、次第に減少幅が大きくなっており、令和2年には6,807人となった。また、年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口は減少にある一方で、老年（65歳以上）人口は増加の一途を辿っている。人口増減率を平成27年の国勢調査結果と比較すると埼玉県の人口増減率が1.1%であったのに対し、当町は-7.0%となっており、県内の中でも人口減少が顕著に現れている地域である。

こうした状況の中、当町では人口減少を克服し、活力ある長瀬町を今後も維持するため、町の基幹産業である観光産業や6次産業をはじめとした多彩な形態の産業振興に取り組み、町内の就労の場を増やすとともに町内企業の労働生産性の向上に係わる支援を図る必要がある。

今回の中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進基本計画の計画期間内において、3件の先端設備等導入計画の認定を目標とし、国の方針に従い町の経済産業を牽引している企業の支援を行う。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

長瀬町は、町内で操業する企業のあらゆる業種の幅広い活動を支援するため、先端設備の種類を限定することなく、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備に関しては、景観や環境に配慮し、町内の自己の所有に属する建物に設置するものに限るものとし、それ以外の設備（土地に自立して設置するものなど）は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

輸送用機械器具製品製造業や電気機械器具製造業といった製造業に携わる企業及び、町の基幹産業である観光産業等が長瀬町の経済産業を牽引していることから、本計画の対象地域は、当町の全域とする。

（2）対象業種・事業

輸送用機械器具製品製造業や電気機械器具製造業といった製造業に携わる企業及び、町の基幹産業である観光産業等が長瀬町の経済産業を牽引していることから、本計画の対象業種及び事業等については、全てとする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納している者は対象者から除く。